

石川県公報

平成 26 年 10 月 6 日（月曜日）

号 外

（第 83 号）

目 次

条 例				
○石川県特別会計条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	1	○石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	(同) 23
○薬事法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	(薬事衛生課)	1	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同) 35
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例	(同)	14	○石川県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例	(温暖化・里山対策室) 36
○母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	(少子化対策監室)	21		

条 例

石川県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十六号

石川県特別会計条例の一部を改正する条例

石川県特別会計条例（昭和三十九年石川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

本則第六号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）に基づき行う青年農業者等育成センター等に対する就農支援資金」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の旧就農支援資金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

薬事法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十七号

薬事法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例及び石川県薬事審議会条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

- 一 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)第六条の五第一項第一号
- 二 石川県薬事審議会条例(昭和三十八年石川県条例第四十八号)第一条

(石川県手数料条例の一部改正)

第二条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表六十二の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項2中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同項6中「配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料」を「配置販売従事者身分証明書の書換え交付手数料」に改め、同項7中「配置販売従事者身分証明書再交付手数料」を「配置販売従事者身分証明書の再交付手数料」に改め、同項8中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同項9中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改め、同項10中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「賃貸業許可申請手数料」を「貸与業許可申請手数料」に改め、同項11中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「賃貸業許可更新申請手数料」を「貸与業許可更新申請手数料」に改め、同項12から28までを次のように改める。

12 法第四十条の五第一項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可申請手数料	二万九千円	
13 法第四十条の五第四項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	一万円	
14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「令」という。)第一条の五第一項に規定する薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	二千元	
15 令第一条の六第一項に規定する薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	二千九百円	
16 令第五条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証の書	二千元	

付	換え交付手数料		
17 令第六条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証の再交付手数料	二千九百円	
18 令第十二条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業許可証の書換え交付手数料	二千円	
19 令第十三条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業許可証の再交付手数料	二千九百円	
20 令第三十七条の二第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証の書換え交付手数料	二千円	
21 令第三十七条の三第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証の再交付手数料	二千九百円	
22 令第三十七条の九第一項（令第五十五条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器若しくは体外診断用医薬品製造業登録証又は医療機器修理業許可証の書換え交付手数料	二千円	
23 令第三十七条の十第一項（令第五十五条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	医療機器若しくは体外診断用医薬品製造業登録証又は医療機器修理業許可証の再交付手数料	二千九百円	
24 令第四十二条の四第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	再生医療等製品製造販売業許可証の書換え交付手数料	二千円	
25 令第四十二条の五第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品製造販売業許可証の再交付手数料	二千九百円	
26 令第四十五条第一項に規定する医薬品の販売業、高度管理医	医薬品販売業、高度管理医療機器等	二千円	

療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料		
27 令第四十六条第一項に規定する医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料	二千九百円	
28 令第八十条第一項の規定に基づく法第十二条第一項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	六千三百円	

別表六十二の項29中「第八十条」を「第八十条第一項」に改め、同項30から58までを次のように改める。

30 令第八十条第一項の規定に基づく法第十三条第一項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	一万千円	
31 令第八十条第一項の規定に基づく法第十三条第三項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	五千六百円	
32 令第八十条第一項の規定に基づく法第十四条第一項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	九十円	
33 令第八十条第一項の規定に基づく法第十四条第九項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	九十円	
34 令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第一項に規定する第一種医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	第一種医薬品製造販売業許可申請手数料	十四万九千八百円	
35 令第八十条第二項の規定に基づ	第二種医薬品製造	十三万六千六百円	

	づく法第十二条第一項に規定する第二種医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	販売業許可申請手数料		
36	令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第一項に規定する医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品に限る。)の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品)製造販売業許可申請手数料	十三万六千六百円	
37	令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第一項に規定する医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品に限る。)の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品)製造販売業許可申請手数料	五万八千八百円	
38	令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第一項に規定する化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可申請手数料	五万八千八百円	
39	令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第二項に規定する第一種医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	十三万八千二百円	
40	令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第二項に規定する第二種医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	十一万五千五百円	
41	令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第二項に規定する医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品に限る。)の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品)製造販売業許可更新申請手数料	十一万五千五百円	
42	令第八十条第二項の規定に基づく法第十二条第二項に規定する医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品に限る。)の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬部外品(令第二十条第二項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品)製造販売業許可更新申請手数料	四万七千二百円	
43	令第八十条第二項の規定に基	化粧品製造販売業	四万七千二百円	

	づく法第十二条第二項に規定する化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	許可更新申請手数料		
44	令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第一項に規定する医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料	イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「規則」という。）第二十六条第一項第三号に掲げるもの 七万三千四百円 ロ 規則第二十六条第一項第四号に掲げるもの 六万九千四百円 ハ 規則第二十六条第一項第五号に掲げるもの 二万九千四百円	
45	令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第一項に規定する医薬部外品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料	イ 規則第二十六条第二項第一号に掲げるもの 七万三千四百円 ロ 規則第二十六条第二項第二号に掲げるもの 三万四千八百円 ハ 規則第二十六条第二項第三号に掲げるもの 二万九千四百円	
46	令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第一項に規定する化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	化粧品製造業許可申請手数料	イ 規則第二十六条第三項第一号に掲げるもの 三万四千八百円 ロ 規則第二十六条第三項第二号に掲げるもの 二万九千四百円	
47	令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第三項に規定する医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造業許可更新申請手数料	イ 規則第二十六条第一項第三号に掲げるもの 五万四百円 ロ 規則第二十六条第一項第四号に掲げるもの 四万七千六百円 ハ 規則第二十六条第一項第五号に掲げるもの	

48 令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第三項に規定する医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可更新申請手数料	イ 規則第二十六条第二項第一号に掲げるもの 二万二三百円 ロ 規則第二十六条第二項第二号に掲げるもの 五万四三百円 ハ 規則第二十六条第二項第三号に掲げるもの 二万二千二百円	
49 令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第三項に規定する化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造業許可更新申請手数料	イ 規則第二十六条第三項第一号に掲げるもの 二万二千二百円 ロ 規則第二十六条第三項第二号に掲げるもの 二万二百円	
50 令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第六項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料	イ 規則第二十六条第一項第三号に掲げるもの 六万六千円 ロ 規則第二十六条第一項第四号に掲げるもの 六万二千四百円 ハ 規則第二十六条第一項第五号に掲げるもの 一万八千円	
51 令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第六項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料	イ 規則第二十六条第二項第一号に掲げるもの 六万六千円 ロ 規則第二十六条第二項第二号に掲げるもの 三万二千二百円 ハ 規則第二十六条第二項第三号に掲げるもの 一万八千円	
52 令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条第六項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料	イ 規則第二十六条第三項第一号に掲げるもの 三万二千二百円 ロ 規則第二十六条第三項第二号に掲げるもの 一万八千円	
53 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条第一項に規定す	医薬品製造販売承認申請手数料	イ 日本薬局方医薬品 三万四千五百円	

る医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査		ロ 医療用医薬品 十九万五千二百円 ハ イ及びロに掲げる医薬品以外の医薬品 六万九千三百円	
54 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条第一項に規定する医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認申請手数料	三万四千円	
55 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する医薬品の適合性調査（法第十四条第一項の規定による製造販売承認申請時又は同条第九項の規定による製造販売承認事項一部変更承認申請時の調査（以下この項において「承認申請時調査」という。）に限る。）の申請に対する審査	医薬品適合性調査申請手数料（承認申請時調査）	イ 規則第二十六条第一項第三号に掲げるものに係る調査 四万八千八百円 ロ 規則第二十六条第一項第四号に掲げるものに係る調査 二万八千七百円 ハ 規則第二十六条第一項第五号に掲げるものに係る調査 一万三千三百円 ニ その他のものに係る調査 一万三千三百円	
56 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条第六項に規定する医薬品の適合性調査（同項の規定により政令で定める期間を経過することに行われる調査（以下この項において「定期調査」という。）に限る。）の申請に対する審査	医薬品適合性調査申請手数料（定期調査）	イ 規則第二十六条第一項第三号に掲げるものに係る調査 十万四千三百円と二千円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ロ 規則第二十六条第一項第四号に掲げるものに係る調査 七万二千八百円と千円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ハ 規則第二十六条第一項第五号に掲げるものに係る調査 三万九千二百円と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ニ その他のものに係る	

		調査 三万九千二百円 と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額	
57 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する医薬部外品の適合性調査（承認申請時調査に限る。）の申請に対する審査	医薬部外品適合性調査申請手数料 （承認申請時調査）	イ 規則第二十六条第二項第一号に掲げるものに係る調査 四万八千八百円 ロ 規則第二十六条第二項第二号に掲げるものに係る調査 二万八千七百円 ハ 規則第二十六条第二項第三号に掲げるものに係る調査 一万三千三百円 ニ その他のものに係る調査 一万三千三百円	
58 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条第六項に規定する医薬部外品の適合性調査（定期調査に限る。）の申請に対する審査	医薬部外品適合性調査申請手数料 （定期調査）	イ 規則第二十六条第二項第一号に掲げるものに係る調査 十万四千三百円と二千円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ロ 規則第二十六条第二項第二号に掲げるものに係る調査 七万二千八百円と千円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ハ 規則第二十六条第二項第三号に掲げるものに係る調査 三万九千二百円と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ニ その他のものに係る調査 三万九千二百円と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額	

別表六十二の項59中「第八十条」を「第八十条第二項」に改め、「(薬局製造販売医薬品を除く。)」を削り、同項60から72までを次のように改める。

60 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条第九項に規定する医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	二万三百円	
61 令第八十条第二項の規定に基づく法第八十条第一項に規定する輸出用の医薬品の適合性調査(輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査(以下この項において「製造開始時調査」という。)に限る。)の申請に対する審査	輸出用医薬品適合性調査申請手数料 (製造開始時調査)	イ 規則第二十六条第一項第三号に掲げるものに係る調査 四万八千八百円 ロ 規則第二十六条第一項第四号に掲げるものに係る調査 二万八千七百円 ハ 規則第二十六条第一項第五号に掲げるものに係る調査 一万三千三百円 ニ その他のものに係る調査 一万三千三百円	
62 令第八十条第二項の規定に基づく法第八十条第一項に規定する輸出用の医薬品の適合性調査(同項の規定により政令で定める期間を経過することに行う定期の調査(以下この項において「製造後定期調査」という。)に限る。)の申請に対する審査	輸出用医薬品適合性調査申請手数料 (製造後定期調査)	イ 規則第二十六条第一項第三号に掲げるものに係る調査 十万四千三百円と二千円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ロ 規則第二十六条第一項第四号に掲げるものに係る調査 七万二千八百円と千円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ハ 規則第二十六条第一項第五号に掲げるものに係る調査 三万九千二百円と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ニ その他のものに係る調査 三万九千二百円	

		と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額	
63 令第八十条第二項の規定に基づく法第八十条第一項に規定する輸出用の医薬部外品の適合性調査（製造開始時調査に限る。）の申請に対する審査	輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料（製造開始時調査）	イ 規則第二十六条第二項第一号に掲げるものに係る調査 四万八千八百円 ロ 規則第二十六条第二項第二号に掲げるものに係る調査 二万八千七百元 ハ 規則第二十六条第二項第三号に掲げるものに係る調査 一万三千三百円 ニ その他のものに係る調査 一万三千三百円	
64 令第八十条第二項の規定に基づく法第八十条第一項に規定する輸出用の医薬部外品の適合性調査（製造後定期調査に限る。）の申請に対する審査	輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料（製造後定期調査）	イ 規則第二十六条第二項第一号に掲げるものに係る調査 十万四千三百円と二千元に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ロ 規則第二十六条第二項第二号に掲げるものに係る調査 七万二千八百円と千円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ハ 規則第二十六条第二項第三号に掲げるものに係る調査 三万九千二百円と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額 ニ その他のものに係る調査 三万九千二百円と二百九十円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額	
65 令第八十条第三項の規定に基づく法第二十三条の二第一項に	第一種医療機器製造販売業許可申請	十四万九千八百円	

規定する第一種医療機器の製造 販売業の許可の申請に対する審 査	手数料		
66 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二第一項に 規定する第二種医療機器の製造 販売業の許可の申請に対する審 査	第二種医療機器製 造販売業許可申請 手数料	十三万千六百円	
67 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二第一項に 規定する第三種医療機器の製造 販売業の許可の申請に対する審 査	第三種医療機器製 造販売業許可申請 手数料	九万五千二百円	
68 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二第一項に 規定する体外診断用医薬品の製 造販売業の許可の申請に対する 審査	体外診断用医薬品 製造販売業許可申 請手数料	十三万千六百円	
69 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二第二項に 規定する第一種医療機器の製造 販売業の許可の更新の申請に対 する審査	第一種医療機器製 造販売業許可更新 申請手数料	十三万八千二百円	
70 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二第二項に 規定する第二種医療機器の製造 販売業の許可の更新の申請に対 する審査	第二種医療機器製 造販売業許可更新 申請手数料	十一万五千五百円	
71 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二第二項に 規定する第三種医療機器の製造 販売業の許可の更新の申請に対 する審査	第三種医療機器製 造販売業許可更新 申請手数料	七万円	
72 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二第二項に 規定する体外診断用医薬品の製 造販売業の許可の更新の申請に 対する審査	体外診断用医薬品 製造販売業許可更 新申請手数料	十一万五千五百円	

別表六十二の項に次のように加える。

73 令第八十条第三項の規定に基 づく法第二十三条の二の三第一	医療機器又は体外 診断用医薬品製造	三万八千円	
------------------------------------	----------------------	-------	--

項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	業登録申請手数料		
74 令第八十条第三項の規定に基づく法第二十三条の二の三第三項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	二万七千円	
75 令第八十条第三項の規定に基づく法第四十条の二第一項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	六万九千四百円	
76 令第八十条第三項の規定に基づく法第四十条の二第三項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器修理業許可更新申請手数料	四万七千六百円	
77 令第八十条第三項の規定に基づく法第四十条の二第五項に規定する医療機器の修理業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理業区分変更又は追加許可申請手数料	一万七千五百円	
78 令第八十条第四項の規定に基づく法第二十三条の二十第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	十四万九千八百円	
79 令第八十条第四項の規定に基づく法第二十三条の二十第二項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	十三万八千二百円	
80 規則第百五十九条の十一第一項又は動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第百十五条の十二第一項に規定する販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証の書換え交付手数料	二千円	
81 規則第百五十九条の十二第一項又は動物用医薬品等取締規則第百十五条の十三第一項に規定する販売従事登録証の再交付	販売従事登録証の再交付手数料	二千九百円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

(石川県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の承認の申請であつて、この条例の施行の際、当該承認をするかどうかの処分がされていないものに係る手数料については、第二条の規定による改正前の石川県手数料条例別表六十二の項53及び57の規定は、なおその効力を有する。

石川県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十八号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例

目 次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策(第五条―第八条)
第三章 薬物の規制(第九条―第二十一条)
第四章 石川県薬物審査会(第二十二条)
第五章 雑則(第二十三条)
第六章 罰則(第二十四条―第三十条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県が実施する基本的な施策を定めるとともに、必要な規制を行うことにより、薬物の濫用から県民の健康と安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる健全な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条に規定する大麻
二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚醒剤及び同

条第五項に規定する覚醒剤原料

三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬

四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら

五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する指定薬物

七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「幻覚等の作用」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

2 この条例において「知事監視製品」とは、第九条第一項の規定により知事が指定するものをいう。

3 この条例において「知事指定薬物」とは、第十五条第一項の規定により知事が指定するものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

（推進体制の整備）

第五条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

（情報の収集等及び提供）

第六条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物の危険性に関し、情報の収集、整理等を行うとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

（教育及び啓発）

第七条 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

(国等との連携等)

第八条 県は、薬物の濫用を防止するための施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

第三章 薬物の規制

(知事監視製品の指定)

第九条 知事は、第二条第一項第七号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品のうち、当該製品に関する次に掲げる情報を総合的に勘案して、吸入、摂取その他の方法（以下「吸入等の方法」という。）により身体に使用されるおそれがあるものを指定することができる。

一 名称及び形状

二 容器又は被包における表示

三 販売場所及び販売方法

四 広告（インターネットによるものを含む。）

五 吸入等の方法により身体に使用したことを原因とする保健衛生上の危害の発生状況に関する情報であつて、医療機関等から得たもの

六 前各号に掲げるもののほか、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるかどうかの判断に資する情報

2 前項の規定による指定は、知事監視製品を特定できる情報、指定の理由その他必要な事項を告示することによつて行ふものとする。

(知事監視製品の指定の失効)

第十条 前条第一項の規定による指定は、知事監視製品に、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる薬物又は知事指定薬物に該当する薬物が含有されると認められるに至ったときは、その効力を失ふものとする。

2 知事は、前項の規定により知事監視製品の指定がその効力を失ったときは、当該知事監視製品を特定できる情報、失効の理由、失効の日その他必要な事項を告示するものとする。

3 第二十七条から第三十条までの規定は、第一項の規定により知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

(知事監視製品の指定の解除)

第十一条 知事は、知事監視製品について、吸入等の方法により身体に使用したとしても保健衛生上の危害が生じないことが証明された場合その他相当の理由がある場合は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、当該知事監視製品を特定できる情報、解除の理由その他必要な事項を告示することによつて行ふものとする。

(届出及び販売等の手続)

第十二条 知事監視製品を、県の区域内において、業として、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する場所ごとに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者(以下「販売業者」という。)の氏名又は名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

3 販売業者は、知事監視製品を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該知事監視製品を吸入等の方法により身体に使用してはならないことその他必要な事項を記載した規則で定める書面(以下「説明書」という。)を交付の上、その内容を説明しなければならない。

4 知事は、説明書の内容を確認するため、販売業者に対し、当該説明書の提出を求めることができる。

5 販売業者は、知事監視製品を購入し、又は譲り受けようとする者から次条第一項に規定する誓約書の提出を受けなければ、知事監視製品を販売し、又は授与してはならない。

6 販売業者は、知事監視製品を販売し、若しくは授与し、又は購入し、若しくは譲り受けたときは、その都度、規則で定める事項を書面に記載しておかなければならない。

7 販売業者は、知事監視製品を販売し、若しくは授与し、又は購入し、若しくは譲り受けた日から三年間、前項の書面及び次条第一項に規定する誓約書を保存しなければならない。

8 販売業者は、第一項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

9 販売業者は、知事監視製品を販売しなくなったとき、授与しなくなったとき、又は販売若しくは授与の目的で所持しなくなったときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

10 知事は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出をした販売業者の氏名又は名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

(販売業者からの購入等の手続等)

第十三条 販売業者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けようとする者は、当該知事監視製品を吸入等の方法により身体に使用しない旨の誓約その他必要な事項を記載した規則で定める書面(以下「誓約書」という。)を当該販売業者に提出しなければならない。

2 前項の規定により誓約書を提出した者は、その内容を遵守しなければならない。

(販売業者以外の者からの購入等の手続等)

第十四条 販売業者以外の者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けた者は、当該知事監視製品を県の区域内において所持したときは、直ちに、誓約書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により誓約書を提出した者は、その内容を遵守しなければならない。

(知事指定薬物の指定)

第十五条 知事は、第二条第一項第七号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものを指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十六条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一項第一号から第六号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由、失効の日その他必要な事項を告示するものとする。

- 3 第二十四条から第二十八条までの規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

(販売等の禁止)

第十七条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- 二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。
- 三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- 四 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること（販売又は授与の目的で所持する場合を除く。）。
- 五 知事指定薬物を使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(警告)

第十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。

- 一 第十二条第一項又は第八項の規定に違反して届出をしなかった者
- 二 第十二条第三項又は第五項の規定に違反して知事監視製品を販売し、又は授与した者
- 三 第十二条第四項の規定による説明書の提出の求めに応じなかった者
- 四 第十二条第六項の規定に違反して同項の書面に記載しなかった者
- 五 第十二条第七項の規定に違反して同条第六項の書面及び誓約書を保存しなかった者
- 六 第十三条第一項の規定に違反して誓約書を提出しなかった者
- 七 第十二条第二項の規定に違反して誓約書の内容を遵守しなかった者
- 八 第十四条第一項の規定に違反して誓約書を提出しなかった者

九 第十四条第二項の規定に違反して誓約書の内容を遵守しなかった者

十 前条第一号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

十一 前条第二号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者

十二 前条第三号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

十三 前条第四号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者（販売又は授与の目的で所持した者を除く。）

十四 前条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

2 前項各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。

（命令）

第十九条 知事は、前条第一項の規定による警告（同項第十号から第十三号までに係るものに限る。次項において同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第十号から第十三号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

一 薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場合において、前条第一項の規定による警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第十号から第十三号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の規定による警告を受けたことがあるとき。

（立入調査等）

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくは知事監視製品又はこれらに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、若しくは広告し、若しくは第十七条第五号の場所を提供し、若しくはあつせんする者その他の関係者から必要な報告を求め、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができ

る。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(石川県薬物審査会への諮問)

第二十一条 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ、石川県薬物審査会(次条第一項の石川県薬物審査会をいう。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。ただし、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場合は、この限りでない。

一 知事監視製品の指定をするとき。

二 知事監視製品の指定を解除するとき。

三 知事指定薬物の指定をするとき。

四 知事指定薬物の製造等の中止その他必要な措置の命令をするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により石川県薬物審査会の意見を聴かないで同項各号の指定、指定の解除又は命令をしたときは、速やかに、その旨を石川県薬物審査会に報告しなければならない。

第四章 石川県薬物審査会

第二十二条 前条第一項各号に掲げる知事の諮問事項その他薬物の危険性に関する重要事項を調査審議するため、石川県薬物審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、法律又は薬物に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十四条 第十九条第一項又は第二項の規定による命令（第十八条第一項第十号又は第十一号に係るものに限る。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による命令（第十八条第一項第十二号又は第十三号に係るものに限る。）に違反した者

第二十六条 第十七条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は提出の求めに応ぜず、若しくは虚偽の物件を提出した者

二 第二十条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十九条 第十八条第一項の規定による警告（同項第一号から第五号までに係るものに限る。）に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

第三十条 第十八条第一項の規定による警告（同項第六号から第九号までに係るものに限る。）に従わない者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで、第十七条から第二十条まで及び第六章の規定は、この条例の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成二十六年十一月二十四日までの間における第二条第一項第六号の規定の適用については、同号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とあるのは「薬事法」と、「第二条第十五項」とあるのは「第二条第十四項」とする。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十九号

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項及び四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(石川県特別会計条例の一部改正)

第二条 石川県特別会計条例(昭和三十九年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

本則第三号中「石川県母子寡婦福祉資金特別会計」を「石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「者」に改める。

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第三条 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を「、第三十一条の六第一項又は第三十二条第一項」に改める。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

一 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十号)第十五条

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)第四十二条及び第百十二条第二項

(石川県母子福祉センター条例の一部改正)

第五条 石川県母子福祉センター条例(昭和六十二年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県母子・父子福祉センター条例

第一条中「母子家庭」を「母子家庭等」に、「石川県母子福祉センター」を「石川県母子・父子福祉センター」に改める。

第二条及び第四条第一号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

(いしかわ子ども総合条例の一部改正)

第六条 いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七十二条中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第七十五条の見出しを「(自立促進計画)」に改め、同条第一項中「母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉法)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。次項において同じ。」を「自立促進計画」に改め、同条第二項中「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「前項の自立促進計画」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十号

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

石川県認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年石川県条例第四十号)の全部を改正する。

目 次

第一章 総則(第一条)

第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件(第二条―第九条)

第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準(第十条―第二十四条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項及び第三項に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに法第十二条第一項に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるものとする。

第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件

(認定の要件)

第二条 法第三条第一項及び第三項の条例で定める要件は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下この章において「認定こども園」という。)の認定に係る施設が、次の各号のいずれかに該当するものであって、次条から第九条までに規定する基準に適合することとする。

一 次のいずれかに該当する施設(以下「幼稚園型認定こども園」という。)であること。

イ 幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)に従って編成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子ども(法第二条第一項に規定する子どもをいう。以下同じ。)のうち保育を必要とする子ども(同条第十項に規定する保育を必要とする子どもをいう。以下同じ。)に該当する者に対する教育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び保育機能施設(法第二条第四項に規定する保育機能施設をいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
- (2) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育(満三歳未満の子どもについては、その保育。以下この章において同じ。)を行うこと。

二 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所(以下「保育所型認定こども園」という。)であること。

三 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設(以下「地方裁量型認定こども園」という。)であること。

(職員の配置等)

第三条 認定こども園には、職員として教育及び保育に従事する者を置かなければならない。

2 前項に規定する職員の配置等に関する基準は、規則で定める。

3 認定こども園は、教育時間相当利用児(満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するものをいう。)並びに教育及び保育時間相当利用児(満三歳以上の子どもであつて、保育所と同様に一日に八時間程度利用するものをいう。以下同じ。)に共通の四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。

4 一学級の子どもの数は、三十五人以下を原則とする。

(職員の資格)

第四条 前条第一項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第一項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者とする。ただし、併せ有する者を置くことが困難である場合は、いずれかの資格を有する者とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

4 第二項の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

(施設設備)

第五条 法第三条第三項に規定する連携施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることとする。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

一 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

二 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園の園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、規則で定める基準を満たさなければならない。ただし、既存の保育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第四項本文の規則で定める基準（満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては第四項本文、第九項及び第十項に規定する基準）を満たすときは、この限りでない。

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設

設備の面積を除く。)が第二項本文の規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。

5 第三項の屋外遊戯場の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

6 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にある次に掲げる要件の全てを満たす適当な場所に代えることができる。

一 子どもが安全に利用できる場所であること。

二 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

三 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

四 前項の規則で定める基準を満たす場所であること。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者については、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる者とする事。

四 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第三項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

9 認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、第三項の規定により設けるものとされる施設設備のほか、乳児室又はほふく室を備えなければならない。

10 前項の乳児室及びほふく室の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（教育及び保育の内容）

第六条 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）に基づくものであること。
- 二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準に基づくものであること。

（保育者の資質向上等）

第七条 認定こども園は、規則で定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図らなければならない。

（子育て支援事業）

第八条 認定こども園における子育て支援事業については、規則で定めるところにより行うものとする。

（管理運営等）

第九条 認定こども園は、一人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行わなければならない。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち第二条第一号ロに掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置き、又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねるものとする。

- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。
- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 6 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、耐震、防災、防犯等の体制を整えなければならない。
- 7 認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入することにより、補償の体制を整えなければならない。
- 8 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果

の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

- 9 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準

(設備運営基準の向上)

第十条 知事は、設備運営基準(この章で定める基準をいう。以下同じ。)を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)第八十四条第一項に規定する石川県子ども政策審議会の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(学級の編制の基準)

第十一条 幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児(法第十四条第六項に規定する幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。)について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第十二条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一を超えない範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の配置に関する基準は、規則で定める。

- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第二十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第四十四条(後段を除く。第十四条第三項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

(園舎及び園庭)

第十三条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。

- 2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、規則で定める要件を満たすときは、保育室等を二階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎及び園庭の面積に関する基準は、規則で定める。

（園舎に備えるべき設備）

第十四条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
 - 二 乳児室又はほふく室
 - 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
 - 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第二十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
 - 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備

えなければならない。

- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 第一項第二号から第四号までに掲げる設備の設置等に関する基準は、規則で定める。
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室

(園具及び教具)

- 第十五条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

- 第十六条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。
 - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達に程度、季節等に適切に配慮すること。
 - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とすること。
- 2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

- 第十七条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。
- 2 幼保連携型認定こども園は、いしかわ子ども総合条例第二十六条第一項の乳幼児登録園として、

子育てに関する相談、指導等の業務を十分に行うことができるよう、業務の実施体制の充実に努めなければならない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、いしかわ子ども総合条例第二十七条第一項の在宅育児支援事業者として、乳幼児の発達を支援する計画を作成する業務等を十分に行うことができるよう、業務の実施体制の充実に努めなければならない。

(揭示)

第十八条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(園児の人権擁護)

第十九条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、園児に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第二十条 幼保連携型認定こども園は、園児の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における園児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、避難訓練、消火訓練その他の訓練の結果等に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

(幼保連携型認定こども園に備える帳簿)

第二十一条 幼保連携型認定こども園は、園児又はその保護者等からの苦情及び相談、園児に対する計画その他園児の処遇の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から五年間保存しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第二十二条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第二十三条 児童福祉施設基準条例第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第二項及び第四項、第七条、第九条から第十一条まで、第十三条(第四項ただし書を除く。)、第十八条、第十九条第一項、第三項及び第四項、第四十二条第四項、第四十四条(後段を除く。)並びに第四十八条の

規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の見出し及び同条第三項	最低基準	設備運営基準
第三条第二項	最低基準	石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第三章で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第四条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)
第四条第二項及び第十三条第五項	児童の	園児の
第七条第一項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九条(見出しを含む。)並びに第十三条第二項及び第三項	入所している者	園児
第九条	又は入所	又は入園
第十条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第十一条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等(法第三十三條の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七條第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第四十七條
	その児童等	園児

第十三条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第八条	石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十三条第二項において読み替えて準用する第八条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第十八条	利用者	園児
第十九条第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十九条第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第四十二条第四項	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第四十四条	第十三条第一項	石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十三条第一項において読み替えて準用する第十三条第一項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第四十八条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

- 2 児童福祉施設基準条例第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員について

は「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ばふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第二十四条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する経過措置)

- 2 施行日から起算して五年間は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。)を除く。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

- 3 施行日から起算して五年間は、第十二条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。
- 4 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第十三条から第十五条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 5 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所(いずれもその運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該

幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第十三条第六項の規則で定める基準を満たすものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十六条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 保育所の運営に関する重要事項

第十九条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第四十九条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第四十九条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

石川県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十二号

石川県地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例

石川県地球温暖化対策等推進基金条例(平成二十一年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地球温暖化対策」を「再生可能エネルギーの活用による災害に強く環境負荷の小さい地域づくり等の地球温暖化対策」に改める。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。